

交付対象事業の名称	経済対策との関係	事業の概要(①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業 始期	事業 終期	成果目標(可能な 限り定量的指標を 設定)
令和5年度物価高騰対応重点 支援給付金 【物価高騰対策給付金】	I. 物価高から国民 生活を守る	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③給付金額 R5年度分の住民税非課税世帯 4300世帯×70千円 事務費 5541千円 事務費の内容 [需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料 人件費 として支出] ④R5年度分の住民税非課税世帯 (4300世帯)	R6.2	R6.4以降	対象世帯に対して 令和6年2月までに 支給を開始する
低所得世帯物価高騰対応重点 支援給付金 【物価高騰対策給付金】	I. 物価高から国民 生活を守る	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③給付金額 R5年度分の住民税均等割のみ課税世帯 700世帯×100千円 事務費 2886千円 事務費の内容 [需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料 人件費 として支出] ④R5年度分の住民税均等割のみ課税世帯 (700世帯)	R6.3	R6.4以降	対象世帯に対して 令和6年3月までに 支給を開始する
低所得子育て世帯物価高騰 対応重点支援給付金 【物価高騰対策給付金】	I. 物価高から国民 生活を守る	①物価高が続く中で低所得子育て世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得子育て世帯への給付金及び事務費 ③給付金額 R5年度分の住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への加算として18歳以下の児童1人当たり5万円 を支給 600人×50千円 事務費 1438千円 事務費の内容 [需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料 人件費 として支出] ④ R5年度分の住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への加算として18歳以下の児童 (250世帯)	R6.3	R6.4以降	対象世帯に対して 令和6年3月までに 支給を開始する
令和5年度物価高騰対応重点 支援給付金(扶養親族等のみ の世帯分) 【物価高騰対策給付金】	I. 物価高から国民 生活を守る	①物価高が続く中で低所得世帯支援枠の交付限度額(追加分)の対象にはならない、R5年度分住民税非課税世帯(扶養 親族等のみの世帯)への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金 ③給付金額 R5年度分の住民税非課税世帯 ・総事業費 14000千円(200世帯×70千円) ※うち、県総合交付金充当額=7000千円 ④R5年度分の住民税非課税世帯 (200世帯)	R6.2	R6.4以降	対象世帯に対して 令和6年2月までに 支給を開始する
水俣市PayPayポイント還元 キャンペーン事業 (重点支援地方交付金分)	I. 物価高から国民 生活を守る	①物価高騰の影響を受ける生活者及び事業者の支援策として、市民のみならず市外の買い物客を誘引し、消費を喚起す る。 <令和5年12月23日～27日分> ②委託料(PayPay株式会社) ③事業費総額 15,872,319円 (内訳) ポイント還元費 15,365,266円 プラットフォーム手数料 507,053円 ④PayPay決済利用者	R5.12	R6.4以降	キャンペーン期間内 の還元費全額支出
水俣市省エネ家電買換え促進 補助金交付事業 (夏季追加分)	I. 物価高から国民 生活を守る	①電気使用料の価格高騰に伴い増加している家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するため、家庭内で比較的電気使 用量の多いエアコン、電気冷蔵庫を省エネ性能の高い製品に買い換えることにより、家庭での電気使用料が抑えられ、生 活者支援につながる。 ②水俣市省エネ家電製品買換え促進補助金 9,710,000円 事務費 36,751円(申請書類ファイル 4,576円、補助金交付決定通知等郵便料 32,175円) ③補助金 エアコン 50,000円×130台=6,500,000円 40,000円×14台= 560,000円 30,000円×2台= 60,000円 冷蔵庫 50,000円×46台=2,300,000円 40,000円×3台= 120,000円 30,000円×5台= 150,000円 20,000円×1台= 20,000円 ※R5.7.24～R5.8.21受付分(201件) 消耗品 申請書類ファイル4,576円 郵便料 定形外(事業者宛)1,890円、決定通知等30,285円 ※うち、県総合交付金充当額=4,873千円 ④交付対象者 水俣市民(11,191世帯(R5.3現在)) ・製造年から9年以上経過した製品から、新品への買換えに限る。 ・購入合計金額の2分の1(1万円以下切り捨て)を補助(上限5万円) ・1世帯1回限り ・市内店舗での購入に限る ・業務(事務所等)で使用する機器は対象外	R5.7	R6.4以降	省エネ家電買換え 支援世帯数:195世 帯
水俣市省エネ家電買換え促進 補助金交付事業 (冬季分)	I. 物価高から国民 生活を守る	①電気使用料の価格高騰に伴い増加している家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するため、家庭内で比較的電気使 用量の多いエアコン、電気冷蔵庫を省エネ性能の高い製品に買い換えることにより、家庭での電気使用料が抑えられ、生 活者支援につながる。 ②【R5.12.22～R6.2.19 申請受付分】 ・水俣市省エネ家電製品買換え促進補助金 11,500,000円…ア ・事務費 6,000円(補助金交付決定通知等郵便料 6,384円)…イ 【R6.2.20～R6.3.19 申請受付分】 ・水俣市省エネ家電製品買換え促進補助金 7,000,000円…ウ ・事務費 25,000円(補助金交付決定通知等郵便料 24,696円)…エ ア+イ+ウ+エ=18,531,000円 ③【R5.12.22～R6.2.19 申請受付分】 ・補助金 エアコン 50,000円×115台=5,750,000円 冷蔵庫 50,000円×115台=5,750,000円 ・郵便料 決定通知等 6,384円 ※うち、県総合交付金充当額=5,753,000円 【R6.2.20～R6.3.19 申請受付分】 ・補助金 エアコン 50,000円×70台=3,500,000円 冷蔵庫 50,000円×70台=3,500,000円 ・郵便料 決定通知等 24,696円 ④交付対象者 水俣市民(11,126世帯(R5.12現在)) ・製造年から9年以上経過した製品から、新品への買換えに限る。 ・購入合計金額の2分の1(1万円以下切り捨て)を補助(上限5万円) ・1世帯1回限り ・市内店舗での購入に限る ・業務(事務所等)で使用する機器は対象外	R5.12	R6.4以降	省エネ家電買換え 支援世帯数:370世 帯
高齢者施設等に係る 物価高騰支援事業	I. 物価高から国民 生活を守る	①物価高騰により影響を受けている高齢者施設等へ支援を行うことで、持続的な介護保険サービスの提供につながる。また、 利用者負担額の増加を抑え、継続的にサービス利用が可能になる。 ②市内にある高齢者施設等を対象とし、電力・ガス・食費等の物価高騰分について支援する。 ③総事業費:5,978千円、対象事業所数:84事業所 (入所系) 定員19人以下 45千円×9事業所=405千円 定員20～39人 150千円×6事業所=900千円 定員40～69人 280千円×3事業所=840千円 定員70～89人 410千円×2事業所=820千円 定員90人 515千円×2事業所=1,030千円 (入所系:有料老人ホーム) 定員19人以下 22千円×0事業所=0円 定員20～39人 182千円×1事業所=73千円 定員40～69人 343千円×1事業所=138千円 定員70～89人 504千円×0事業所=0円 定員90人 637千円×0事業所=0円 (通所系) 定員35人以下 31千円×12事業所=372千円 ※通常規模型(延利用者750人以下/月) 定員36人以上 65千円×8事業所=520千円 ※大規模型(延利用者750人以上/月) (訪問系) 22千円×40か所=880千円 ④水俣市内にある高齢者施設等を対象とする。	R6.3	R6.4以降	市内高齢者施設等 に対して、県や市で 実施する本事業以 外の物価高騰の支 援を受けても、まだ 影響額が残る部分 について給付支援 を行う。  申請施設等に対す る支援率:100%
物価高騰対策事業 (保育所等分)	I. 物価高から国民 生活を守る	①物価高騰の影響を受けている保育施設等に対して、光熱水費・燃料費(食材費除く)の上昇分の一部支援を行う。 ②光熱水費・燃料費(食材費除く)の上昇分の一部(定額補助) ③利用定員20人以上59人以下 113千円(5園)=565千円 利用定員60人以上 204千円(8園)=1,632千円 計2,197千円 (うち県補助:1,098千円充当) ④私立保育所、私立幼稚園(施設型給付園)、私立認定こども園	R6.2	R6.4以降	(対象施設に対する 支援) 利用定員20人以上 59人以下:5園 利用定員60人以上: 8園